

平成 30 年 2 月 15 日

自動車局 整備課

「第 1 回 外国人技能実習制度自動車整備事業協議会」を開催します！

～自動車整備職種の適正な運用と技能実習生の保護に向けて～

外国人技能実習制度における自動車整備工場による実習や監理団体による管理のあり方等について協議し、外国人技能実習生の保護を進めます。

外国人技能実習制度は、技能実習生が雇用関係の下、日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟・熟達することを目的としており、自動車整備職種については、平成28年4月に外国人技能実習制度の対象職種として追加され、以降、技能実習生の受入れが進められているところです。

国土交通省では、自動車整備職種における外国人技能実習制度が適切に運用される環境を確保するため、「外国人の技能実習の適切な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）第54条に基づき、関係省庁、実習実施者（自動車整備工場）、監理団体等を構成員とする「外国人技能実習制度自動車整備事業協議会」を組織することとし、下記のとおり、第1回協議会を開催します。

記

1. 日 時 : 平成 30 年 2 月 19 日（月）14 時 00 分～15 時 30 分
2. 場 所 : AP 新橋虎ノ門 D 会議室
（東京都港区西新橋 1-6-15 NS 虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）11F）
3. 構 成 員 : 別紙 1 のとおり
4. 取 材 等 : 協議会は、非公開ですが、撮影は、冒頭のみ可能です。希望される方は、別紙 2 にてお申込みの上、13 時 50 分までに、直接会場へお越し下さい。
議事概要等については、後日、国土交通省ホームページにて公開します。

問い合わせ先

自動車局 整備課 関、石橋

代表 : 03-5253-8111（内線:42413）

直通 : 03-5253-8599

FAX : 03-5253-1639